

## 三木町教育委員会告示第10号

三木町学校給食費の徴収に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和8年3月31日

三木町教育委員会教育長 間嶋 浩

## 三木町教育委員会規則第5号

### 三木町学校給食費の徴収に関する規則の一部を改正する規則

第6条第1項第1号中「及び第3条第3項の規定による三木町学校給食申込書（教職員等用）（様式第2号）の提出をした教職員等で町長が適当と認める者」を削り、同項第2号中「小学校の児童及び第3条第3項の規定による三木町学校給食申込書（教職員等用）（様式第2号）の提出をした教職員等で町長が適当と認める者 285 円」を「第3条第3項の規定による三木町学校給食申込書（教職員等用）（様式第2号）又は第3条第3項の規定による三木町学校給食申込書（臨時喫食者用）（様式第3号）の提出をした者で町長が適当と認める者のうち、幼稚園で喫食しようとする者 305 円」に改め、同項第3号中「中学校の生徒及び第3条第3項の規定による三木町学校給食申込書（教職員等用）（様式第2号）の提出をした教職員等で町長が適当と認める者 325 円」を「小学校の児童及び第3条第3項の規定による三木町学校給食申込書（教職員等用）（様式第2号）又は第3条第3項の規定による三木町学校給食申込書（臨時喫食者用）（様式第3号）の提出をした者で町長が適当と認める者のうち、小学校で喫食しようとする者 320 円」に改め、同項第4号中「前3号に掲げる者のほか、第3条第3項の規定による三木町学校給食申込書（臨時喫食者用）（様式第3号）の提出をした教職員等以外の者で町長が適当と認める者前3号のうち提供を受ける学校給食の区分に応じ、当該各号に定める額」を「中学校の生徒及び第3条第3項の規定による三木町学校給食申込書（教職員等用）（様式第2号）又は第3条第3項の規定による三木町学校給食申込書（臨時喫食者用）（様式第3号）の提出をした者で町長が適当と認める者のうち、中学校で喫食しようとする者 380 円」に改め、同条第2項中「掲げる区分に応じ、当該各号に」を削り、「額」の次に「から学校給食費に係る補助及び給食費負担軽減交付金が充てられる部分を除いた額」を加える。

第7条の見出し中「学校給食費の額」を「年間納付予定額」に改め、同条第1項中「第6号）」の次に「のほか、町長が認める方法」を加え、「当該年度において納付すべき学校給食費の額」を「年間納付額」に改め、同条第2項中「第7号）」の次に「のほか、町長が認める方法」を加える。

第8条第3項中「第6条第1項第4号に掲げる」を「第3条第3項の規定による三木町学校給食申込書（臨時喫食者用）（様式第3号）の提出をした」に改める。

第9条第5項を削り、同条第6項中「及び前項」を削り、同項を同条第5項とする。

第11条第2項中「第13号）」の次に「のほか、町長が認める方法」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。